

豊橋浄水場再整備等事業入札説明書等 変更箇所一覧

入札説明書

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	26	3 (4) ア	<p>ア 応募者の構成</p> <p>中略</p> <p>[企業名の明記を必須とする業務]</p> <p>・豊橋浄水場再整備業務のうち、設計、工事及び工事監理<sup>29</sup></p> <p><u>29 脱炭素推進設備（2（1）オ（イ）a②で定義する脱炭素推進設備をいい、水素技術の活用に係る設備を含む。）のみの設計、工事又は工事監理に当たる企業は応募者等であることを要しませんが、提案時に企業名を明記するものとします。</u></p>	<p>ア 応募者の構成</p> <p>中略</p> <p>[企業名の明記を必須とする業務]</p> <p>・豊橋浄水場再整備業務のうち、設計、工事及び工事監理</p>
2	30	3 (5) オ (ウ)	<p>(ウ) 参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて<u>15</u>名以内とします。</p>	<p>(ウ) 参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて<u>8</u>名以内とします。</p>
3	31	3 (6) イ (イ) a	<p>a 持参による場合</p> <p><u>2025</u>年10月24日（金）から2025年10月27日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の9時00分から17時00分まで（正午から13時00分までを除く。）</p>	<p>a 持参による場合</p> <p><u>2024</u>年10月24日（金）から2025年10月27日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の9時00分から17時00分まで（正午から13時00分までを除く。）</p>
4	31	3 (6) イ (カ)	<p>(カ) 入札の無効</p> <p>入札公告において示した入札参加資格のない者が行った入札、参加表明書等提出資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は<u>愛知県建設工事関係入札者心得書</u>において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p>	<p>(カ) 入札の無効</p> <p>入札公告において示した入札参加資格のない者が行った入札、参加表明書等提出資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p>

5	32	3 (6) イ (キ)	<u>(キ) その他</u> 入札参加者は、入札説明書一式及び愛知県建設工事関係入札者心得書を熟読し、公正かつ適切に入札してください。	(追加)
6	33	3 (6) ケ	ケ 入札保証金 応募者は、サービス購入料Aの見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県企業庁財務規程（昭和55年愛知県企業庁管理規程第14号。以下、「財務規程」という。）第162条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を納めなければなりません。	ケ 入札保証金 応募者は、サービス購入料A～Dの見積金額 <sup>33</sup> 100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県企業庁財務規程（昭和55年愛知県企業庁管理規程第14号。以下、「財務規程」という。）第162条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を納めなければなりません。  <u><sup>33</sup>応募者が提案する再整備期間にわたっての総額をいいます。</u>
7	33	注釈 34	<sup>34</sup> 「過去の実績から判断して」とは、応募企業又は代表企業が、過去20年間（2004年4月1日から入札保証金免除申請書を提出する前日まで）に <u>国内</u> で契約し、かつ履行された上水道の浄水場の建設完了実績又は上水道の浄水場の運転管理実績を有することをいいます。	<sup>34</sup> 「過去の実績から判断して」とは、応募企業又は代表企業が、過去20年間（2004年4月1日から入札保証金免除申請書を提出する前日まで）に契約し、かつ履行された上水道の浄水場の建設完了実績又は上水道の浄水場の運転管理実績を有することをいいます。
8	39	3 (8) コ (ア)	(ア)事業者は、財務規程第132条に基づく契約保証金を納めなければなりません。当該契約保証金の金額は、サービス購入料Aの総額の10分の1以上とし、再整備期間が終了するまでこれを維持しなければなりません。	(ア)事業者は、財務規程第132条に基づく契約保証金を納めなければなりません。当該契約保証金の金額は、サービス購入料A～Dの総額の10分の1以上とし、再整備期間が終了するまでこれを維持しなければなりません。
9	40	4 (1) ア	ア 県の契約等の承継 県が本事業を実施する上で締結している契約等のうち、 <u>県及び事業者が合意したもの</u> については、事業開始日以降、事業者を引き継がれるものとします。	ア 県の契約等の承継 県が本事業を実施する上で締結している契約等のうち、 <u>県が指定するもの</u> については、事業開始日以降、事業者を引き継がれるものとします。
10	49	別紙3 項目 サービス購入料A	含まれる主な費用 設計費、建設費、撤去費、脱炭素推進設備の導入に係る費用 <sup>47</sup> 、 <u>建中金利</u>	含まれる主な費用 設計費、建設費、撤去費、脱炭素推進設備の導入に係る費用 <sup>47</sup>

11	49	別紙3 2 (1)	<p>(1) サービス購入料A</p> <p>県は、再整備期間において、各年度1回出来高確認を行い、確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払います。</p> <p>県は、<u>特定事業契約に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたときは、事業者の請求に基づき、請求書受領後30日以内に当該部分引渡しに係るサービス購入料Aの残額を一括して支払います。</u></p>	<p>(1) サービス購入料A</p> <p>県は、再整備期間において、各年度1回出来高確認を行い、確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払います。</p>
12	50	別紙3 2 (2)	<p>(2) サービス購入料B～D</p> <p>県は、<u>2026年度以降の再整備期間中の四半期に一度</u>、事業者へサービス購入料B～Dの年額の4分の1を支払います。</p>	<p>(2) サービス購入料B～D</p> <p>県は、再整備期間中の四半期に一度、事業者へサービス購入料B～Dの年額の4分の1を支払います。</p>

要求水準書

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	7	第1 1(7)	<p>(7) 事業期間</p> <p>本事業期間は、再整備期間及び運営期間から構成される。</p> <p>再整備期間は、豊橋浄水場再整備等事業特定事業契約（以下、「特定事業契約」という。）の締結日の翌日（以下、「本事業開始日」という。）から、運営開始予定日の前日までとする。</p>	<p>(7) 事業期間</p> <p>本事業期間は、再整備期間及び運営期間から構成される。</p> <p>再整備期間は、豊橋浄水場再整備等事業特定事業契約（以下、「特定事業契約」という。）の締結日（以下、「運営開始日」という。）の翌日から、運営開始予定日の前日（以下、「本事業開始日」という。）までとする。</p>
2	25	図表 13	<p>運営期間</p> <p>本業務のうち、水道用水供給事業と工業用水道事業に関する業務</p>	<p>運営期間</p> <p>本業務のうち、水道用水供給事業と工業用水道事業<u>工業用水</u>に関する業務</p>
3	35	第2 12(2) ウ	<p>ウ 県への報告</p> <p>事業者は、各業務責任者の配置について、各業務の開始前までに県へ報告すること。なお、統括運営責任者を変更する場合は、新たな統括運営責任者の勤務開始日までに、<u>速やかに県に報告すること。</u></p>	<p>ウ 県への報告</p> <p>事業者は、各業務責任者の配置について、各業務の開始前までに県へ報告すること。なお、統括運営責任者を変更する場合は、新たな統括運営責任者の勤務開始日までに、<u>速やかに変更内容を県に説明し、県の承諾を得ること。</u></p>
4	45	図表 17	<p>監視制御設備</p> <p>エ 監視制御（計装）設備用電源として無停電電源装置を設けること。</p>	<p>監視制御設備</p> <p>エ 監視制御（計装）設備用電源として無停電電源装置を設けること。<u>また、県で設置した広域無線用の電源容量を加味すること。</u></p>
5	2	別紙 1 (運営期間における業務の区分)	<p>豊橋浄水場</p> <p>(削除)</p> <p>既存施設（再整備対象外）</p> <p>新施設</p>	<p>豊橋浄水場</p> <p><u>既存施設（再整備対象）</u></p> <p>既存施設（再整備対象外）</p> <p>新施設</p>

落札者決定基準

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	5	4(2)ウ(ア)	<p>(ア) 入札価格の確認</p> <p>県は、入札書に記載された金額が予定価格及び利用料金の上限の範囲内にあること及び事業提案書と矛盾がないことの確認を行う。予定価格及び利用料金の上限の範囲外の応募者及び事業提案書と矛盾がある応募者は失格とする。</p>	<p>(ア) 入札価格の確認</p> <p>県は、入札書に記載された金額が予定価格及び利用料金の上限の範囲内にあることの確認を行う。予定価格及び利用料金の上限の範囲外の応募者は失格とする。</p>

様式集及び記載要領

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	3	(説明書) サービス購入料Aの明細	様式番号 G-2-⑦ 頁数制限 A3- <u>最小限</u>	様式番号 G-2-⑦ 頁数制限 A3- <u>1枚</u>

様式集 (Word)

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	35	様式8-1	※ 会場の都合上、参加者は応募者等に所属しない方を含めて、 <u>15</u> 名以内としてください。	※ 会場の都合上、参加者は応募者等に所属しない方を含めて <u>8</u> 名以内としてください。
2	41	様式12-1	入札保証金納付額 金 円 ※サービス購入料Aの見積金額(消費税及び地方消費税込みの価格とする。)の100分の5以上の金額	入札保証金納付額 金 円 ※サービス購入料A~Dの見積金額(応募者が提案する再整備期間にわたっての総額をいい、消費税及び地方消費税込みの価格とする。)の100分の5以上の金額

3	42	様式12-2	<p>【注意事項】</p> <p>・2004年4月1日から本申請書提出日の前日までに<u>国内</u>で契約し、かつ履行した契約の実績を記載すること。</p>	<p>【注意事項】</p> <p>・2004年4月1日から本申請書提出日の前日までに契約し、かつ履行した契約の実績を記載すること。</p>
4	44	様式14	<p>サービス購入料A（<u>建中金利</u>を含む総額） 金 円也</p> <p>…中略…</p> <p>3 （削除）</p> <p>…中略…</p> <p><u>6 水素技術の活用に係る費用は、水素設備の投資によるかかり増し費用の純額を記載すること（サービス購入料Aで水素設備の代替設備の投資に係る費用を見込んでいる場合、当該費用を水素設備の投資に係る費用から控除すること）。</u></p>	<p>サービス購入料A（<u>支払利息</u>を含む総額） 金 円也</p> <p>…中略…</p> <p>3 <u>入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「愛知県企業庁水道部水道計画課」、「入札者名」及び「豊橋浄水場再整備等事業に係る入札書在中（「入札書在中」は朱書きのこと。）」の旨を記載すること。</u></p> <p>…中略…</p> <p>（追加）</p>
5	50	様式C (1)イ	<p>イ 要求水準書に示す各業務・役割を担う企業の構成</p> <p>&lt;各時点での役割分担がわかる体制図を併せてお示してください。応募者等に該当しない者も含め、<u>入札説明書の「企業名の明記を必須とする業務」をSPCから直接請け負う者の企業名をすべて明記してください（正本のみ）。</u>下記は記載の一例です&gt;</p>	<p>イ 要求水準書に示す各業務・役割を担う企業の構成</p> <p>&lt;各時点での役割分担がわかる体制図を併せてお示してください。下記は記載の一例です&gt;</p>
6	61	様式H5 ⑤	<p>⑤排水処理系統図</p> <p>&lt;<u>排水施設への影響を確認するため、浄水施設からの排水ルート及び排水量や制御内容を記載すること。</u>&gt;</p>	<p>⑤排水処理系統図</p>

7	62	様式 I-1 (4)	<p><u>(4) 先行引渡施設</u></p> <p><u>&lt;特定事業契約書(案)第59条に定める部分引渡しを希望する場合、先行引渡施設の名称(例:●●工区)及び内容と引渡し予定年月が分かるように記載してください。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、提案する場合は個別に協議してください。&gt;</u></p>	
8	74	様式 P	<p>下記数値に係る年間の見込み量について、以下の事項を以下の見出しに沿って記載してください。</p> <p>ア 運営期間中の各年度の想定送水量 イ 運営期間中の各年度の豊橋浄水場の運営権設定対象施設(豊橋市事務室以外)における電力使用量※1 ウ 運営期間中の各年度の<u>豊橋浄水場における再生可能エネルギー発電電力量</u> ※1 エ 省略</p> <p>※1 <u>電力会社等から調達した再生可能エネルギー電力、水素技術導入等によるエネルギー供給、任意事業で使用する再生可能エネルギー電力を含まない。電力量の算出根拠を示す資料を添付することとし、当該添付資料については、頁数制限に含まない。</u></p>	<p>下記数値に係る年間の見込み量について、以下の事項を以下の見出しに沿って記載してください。</p> <p>ア 運営期間中の各年度の想定送水量 イ 運営期間中の各年度の豊橋浄水場の運営権設定対象施設(豊橋市事務室以外)における電力使用量※1 ウ 運営期間中の各年度の再生可能エネルギー発電電力量 ※1 エ 省略</p> <p>※1 電力量の算出根拠を示す資料を添付することとし、当該添付資料については、頁数制限に含まない。</p>
9	75	様式 Q-1 オ	<p>オ 水素技術の活用に関する将来展望</p> <p><u>&lt;将来的に何らかの条件(技術力、水素普及状況等)を満たした場合にのみ実施できる手法について提案してください。また、水素技術の活用に係る費用の入札金額には含めないでください。&gt;</u></p>	<p>オ 水素技術の活用に関する将来展望</p> <p><u>&lt;水素普及が進んだ前提での提案を可とします。また、水素技術の活用に関する提案上限額には含めないでください。&gt;</u></p>

様式集 (Excel)

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	1	G-2-①	<p>(2) 出資金明細表</p> <p>(3) 借入金明細表</p> <p>…中略…</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) 出資金明細表</p> <p>(4) 借入金明細表</p> <p>…中略…</p> <p>※ 「(1) 投資計画書」には、再整備費用・撤去費用、修繕、更新費等の施設の整備・維持に係る投資計画を記載してください。</p>
2	1	G-2-⑥	<p>G-2-⑥</p> <p>ページ番号 / ●</p>	<p>G-2-③</p> <p>ページ番号 / ●</p>

3	1	G-2-⑦	<p>サービス購入料 A の明細</p> <p style="text-align: right;">様式 G-2-⑦</p> <p style="text-align: right;">ページ番号 / ●</p> <p>※先行引渡施設を指定しない場合はページ番号を削除してください。</p> <p>●●工区 (●年●月引渡し予定) ※工区の名称、引渡し予定年月等は様式 I-1 と整合させてください。先行引渡施設を指定しない場合はこの行を削除してください。</p> <p>…表省略 (※2025 年度の列削除) …</p> <p>集計表 ※先行引渡施設を指定する場合、最後に引き渡す工区のページのみ載せ、他のページからは表ごと削除してください。先行引渡施設を指定しない場合は表ごと削除してください。金額は消費税及び地方消費税込みとしてください。</p> <p>表の追加</p> <p>※ A 3 版横 1 枚以内で作成し、A 4 サイズに折り込んでください。ただし、先行引渡施設を指定する場合は、様式全体を複製し、工区ごとの明細表を各 A 3 版横 1 枚以内で作成し、引渡しの早いものから順に並べてください。</p> <p>…中略…</p> <p>※ 先行引渡施設については、部分引渡しのある年度に当該部分引渡しに係るサービス購入料 A の残額を一括して支払う想定で記載し、翌年度以降は削除してください。</p> <p>※ 水素技術の活用に係る設備投資がない想定で記載してください (必要であれば水素設備の代替設備の投資費用を含めてください)。水素設備の投資費用は様式 Q-2 に記載してください。</p> <p>※ 2025 年度の出来形を想定していません。2025 年度に出来形が計上できる場合、2026 年度出来形と合わせて支払います。</p>	<p>サービス購入料 A の明細</p> <p style="text-align: right;">様式 G-2-⑦</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>…表省略…</p> <p>(追加)</p> <p>(表の追加)</p> <p>※ A 3 版横 1 枚以内で作成し、A 4 サイズに折り込んでください。</p> <p>…中略…</p> <p>(追加)</p> <p>※ 水素に関する費用がある場合、個別項目として記載してください。</p> <p>(追加)</p>
---	---	-------	---	---

4	1	【記載例】 G-2-⑦P. 1	シート追加	(シート追加)
5	1	【記載例】 G-2-⑦P. 2	シート追加	(シート追加)
6	1	G-2-⑧	<p>…表省略 (※2025 年度の列削除) …</p> <p>…中略…</p> <p>※ <u>金額は再整備期間の各年度にわたって平準化し、年額を一定と してください。再整備期間が 3/31 に終わらない場合、最終年度 の金額は計算式を変更して日割り計算としてください。</u></p>	<p>…表省略…</p> <p>…中略…</p> <p>(追加)</p>
7	1	L-2	<p>…表省略…</p> <p>※ <u>再整備を行った後、事業期間中 (再整備期間を含む) に更新が 必要な設備の更新計画を記載してください。</u></p>	<p>…表省略…</p> <p>(追加)</p>
8	1	Q-2	<p>(様式 Q-2)</p> <p>…中略…</p> <p>※ <u>サービス購入料 A で水素設備の代替設備の投資費用を見込んで いる場合、当該費用をマイナスの収益として記載してくださ い。</u></p> <p>…中略…</p> <p>※ <u>「水素技術活用に係る費用」は 2026 年度以降に支払う想定で す。</u></p>	<p>(様式 P-2)</p> <p>…中略…</p> <p>(追加)</p> <p>…中略…</p> <p>(追加)</p>

基本協定書（案）

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	1	第1条2項1号	(1)「運営権設定対象施設」とは、豊橋浄水場再整備業務に基づき整備された豊橋浄水場の新施設、豊橋浄水場の <u>排水池・排泥池・濃縮槽</u> 、豊橋南部浄水場、森岡取水場、大清水取水場、万場調整池取水塔、森岡第1・第2導水管、三ツ口導水管及び豊橋南部第1・第2・第3導水管を個別に又は総称していう。	(1)「運営権設定対象施設」とは、豊橋浄水場再整備業務に基づき整備された豊橋浄水場の新施設、豊橋浄水場の <u>排水処理施設</u> 、豊橋南部浄水場、森岡取水場、大清水取水場、万場調整池取水塔、森岡第1・第2導水管、三ツ口導水管及び豊橋南部第1・第2・第3導水管を個別に又は総称していう。
2	6	第7条2項	2 乙は、事業予定者をして、本事業に係る各業務のうち前項に定める業務以外の業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない。	2 乙は、事業予定者をして、本事業に係る各業務のうち前項に定める業務以外の業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、 <u>甲の承諾を得た上で</u> 、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない。
3	9 ～ 10	第12条	乙の構成企業は、～中略～有償（甲が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り事業予定者が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾 <u>する</u> ことで足りる。）、当該利用許諾に関して甲又は甲が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力を行わなければならない。	乙の構成企業は、～中略～有償（甲が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り事業予定者が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾 <u>させる</u> ことで足りる。）、当該利用許諾に関して甲又は甲が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力を行わなければならない。

特定事業契約書（案）

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	3	第9条2項	2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、サービス購入料Aの総額（消費税等を含む。）の10分の1以上としなければならない。	2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、サービス購入料A乃至 <u>D</u> の総額（消費税等を含む。）の10分の1以上としなければならない。

				ない。
2	4	第9条5項	5 サービス購入料Aの変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス購入料Aの金額を前提に、第2項に基づき算出された金額に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。	5 サービス購入料A乃至Dの変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス購入料A乃至Dの金額を前提に、第2項に基づき算出された金額に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。
2	5	第12条2項	2 事業者が、特定事業契約締結日から運転・維持管理業務が完了するまでの間に、運転・維持管理業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて県の確認又は承認を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、運転・維持管理業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。	2 事業者が、特定事業契約締結日から運転・維持管理業務が完了するまでの間に、運転・維持管理業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて県の確認又は承認を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、運転維持管理業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
3	9	第23条3項	3 事業者は、事業期間中において、統括運営責任者、豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者又は場外管路責任者を変更する必要があるときは、要求水準書に定めるところに従って、当該責任者を変更することができる。	3 事業者は、事業期間中において、 <u>やむを得ない事由により</u> 、統括運営責任者、豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者又は場外管路責任者を変更する必要があるときは、要求水準書に定めるところに従って、当該責任者を変更することができる。
4	9	第25条2項	2 前項に基づく各種報告書の記載事項及び公表事項等は、県が別途指定する。	2 前項に基づく各種報告書の記載事項及び公表事業等は、県が別途指定する。
5	23	第59条	新施設について、 <u>事業提案書</u> において運営開始予定日前に引渡しを受ける施設として指定された部分(以下「先行引渡施設」という。)がある場合において、…以下略	新施設について、 <u>設計計画書</u> において運営開始予定日前に引渡しを受ける施設として指定された部分(以下「先行引渡施設」という。)がある場合において、…以下略
6	29	第70条1項	1 事業者は、再整備期間中に県に引き渡された新施設の更新が必要と判断した場合には、 <u>県と協議の上</u> 、当該新施設の更新を実施しなければならない。	1 事業者は、再整備期間中に県に引き渡された新施設の更新が必要と判断した場合には、当該新施設の更新を実施しなければならない。
7	32	第74条2項	2 県は、豊橋市による共同使用施設の共同利用について、事業者による共同使用施設の県への引渡しまでに県と豊橋市の間で書面	2 県は、豊橋市による共同使用施設の共同利用について、事業者による共同使用施設の県への引渡しまでに県と豊橋市の間で書面

			を締結し、豊橋市は当該書面に従って共同使用施設を利用する。 なお、豊橋市は、共同使用施設の使用上必要な範囲で、本事業の実施に影響を与えない軽微な施設の改良又は修繕等を自ら行うことができる。	を締結し、豊橋市は当該書面に従って共同使用施設を利用する。 なお、豊橋市は、共同使用施設の使用上必要な範囲で、本事業の実施に影響を与えない軽微な施設の改良又は修繕等（ <u>要求水準書に定める範囲に限られる。</u> ）を自ら行うことができる。
8	37	第 88 条 2 項	2 県は、本条に基づく業務において、利用者等から受理した <u>申込書等</u> （以下「 <u>申込書等</u> 」という。）を保管しなければならない。県は、事業者が求めた場合には、速やかに <u>申込書等</u> を事業者に開示しなければならない。	2 県は、本条に基づく業務において、利用者等から受理した <u>届出書及び申請書等</u> （以下「 <u>届出書等</u> 」という。）を保管しなければならない。県は、事業者が求めた場合には、速やかに <u>届出書等</u> を事業者に開示しなければならない。
9	40	第 92 条 1 項 5 号	(5)（議決権付株式の譲渡の場合）当該譲渡の譲受人が、譲渡後落札者の構成企業として基本協定の条項に拘束されることについて同意していること。	(5)（議決権株式の譲渡の場合）当該譲渡の譲受人が、譲渡後落札者の構成企業として基本協定の条項に拘束されることについて同意していること。
10	40	第 92 条 1 項 6 号	(6)（議決権付株式の譲渡の場合）当該議決権付株式の譲渡について、経済安全保障推進法に基づく導入等計画書の変更につき県が国に対して予め所定の手続を行う必要がある場合、当該手続が当該譲渡を妨げない内容で完了していること。	(6)（議決権株式の譲渡の場合）当該議決権株式の譲渡について、経済安全保障推進法に基づく導入等計画書の変更につき県が国に対して予め所定の手続を行う必要がある場合、当該手続が当該譲渡を妨げない内容で完了していること。
11	41	第 92 条 8 項	8 県は、第 5 項に定める割当て又は第 6 項に定める譲渡につき、当該株式の割当てを受ける者又は譲受人が第 1 項の要件を満たし、当該議決権付株式の処分後も入札時の実績要件に準じた一定の要件を満たし、当該議決権付株式の譲受人が入札時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たし、・・・以下略	8 県は、第 5 項に定める割当て又は第 6 項に定める譲渡につき、当該株式の割当てを受ける者又は譲受人が第 1 項の要件を満たし、当該議決権株式の処分後も入札時の実績要件に準じた一定の要件を満たし、当該議決権株式の譲受人が入札時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たし、・・・以下略

12	45	第 101 条 1 項	1 特定事業契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、事業者は、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「不可抗力通知」という。）をもって、県に対して直ちに通知するとともに、要求水準書に従い初期対応をしなければならない。ただし、緊急対応が必要な場合には、事業者は自らの判断により臨機の措置を取ることができ、かかる措置を取った後速やかに県に報告することで足りる。	1 特定事業契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、事業者は、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「不可抗力通知」という。）をもって、 <u>県、利用者及び関係機関</u> に対して直ちに通知するとともに、要求水準書に従い初期対応をしなければならない。ただし、緊急対応が必要な場合には、事業者は自らの判断により臨機の措置を取ることができ、かかる措置を取った後速やかに <u>県、利用者及び関係機関</u> に報告することで足りる。
13	46	第 102 条 2 項	2 前項の定めにかかわらず、不可抗力によって事業用地等（ <u>関連施設が立地する土地を除く。以下、本条において同じ。</u> ）が毀損した場合、事業用地等の修補その他の原状回復に必要な措置は、県が自らの費用負担において行う。この場合、事業者は、県の要請に応じてこれに最大限協力しなければならない。	2 前項の定めにかかわらず、 <u>運営開始日以降、</u> 不可抗力によって事業用地等が毀損した場合、事業用地等の修補その他の原状回復に必要な措置は、県が自らの費用負担において行う。この場合、事業者は、県の要請に応じてこれに最大限協力しなければならない。
14	51	第 113 条 1 項	1 県及び事業者は、特定事業契約に従い新施設に係る工事目的物が完了検査を経て事業者から県に引き渡された後は、特定事業契約のうち再整備期間に係る部分を解除することができず、運営期間の部分のみを解除することができる。	1 県及び事業者は、特定事業契約に従い新施設に係る工事目的物が完了検査を経て事業者から県に引き渡された後は、特定事業契約のうち再整備期間に係る部分を解除することができず、 <u>運営期間後</u> の部分のみを解除することができる。
15	54	第 117 条 1 項 3 号	(3) 前各号の定めにかかわらず、第 79 条（事業者の保有資産等の追加投資）に定める保有資産等であって、当該保有資産等に係る追加投資に先立ち、県が本号に基づく買取の対象とするため同条第 4 項に定める売買の一方の予約契約を締結したものについては、県は、自ら又は県の指定する者をして運営権設定対象施設の運営権の終了時点における <u>時価</u> でこれを買取り、事業者はこれを売り渡さなければならない。	(3) 前各号の定めにかかわらず、第 79 条（事業者の保有資産等の追加投資）に定める保有資産等であって、当該保有資産等に係る追加投資に先立ち、県が本号に基づく買取の対象とするため同条第 4 項に定める売買の一方の予約契約を締結したものについては、県は、自ら又は県の指定する者をして運営権設定対象施設の運営権の終了時点における <u>簿価相当額</u> でこれを買取り、事業者はこれを売り渡さなければならない。
16	54	第 118 条 1 項 1 号	(1)新施設の引渡前 サービス購入料 A の総額（消費税等を含む。）の 10% に相当する金額	(1)新施設の引渡前 サービス購入料 A <u>乃至 D</u> の総額（消費税等を含む。）の 10% に相当する金額

17	57	第 124 条 1 項	1 事業者は、成果物及び運営権設定対象施設 <u>(事業者が再整備又は更新を行った部分に限る。以下本条において同じ。)</u> が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証する。	1 事業者は、成果物及び運営権設定対象施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証する。
18	1	別紙 1 (12)	(12) 「運転・維持管理開始予定日」とは、運転・維持管理業務の開始を予定する日であって、2026 年 4 月 1 日をいう。	(12) 「運転・維持管理開始予定日」とは、 <u>運転維持</u> ・維持管理業務の開始を予定する日であって、2026 年 4 月 1 日をいう。
19	4	別紙 1 (62)	(62) 「更新対象残存価値上限額」とは、●円 (特定事業契約の規定に基づき変更があった場合には変更後の金額) をいう。ただし、特定事業契約が運営開始日後本事業期間満了前に解除された場合には、事業提案書における更新計画 <u>(特定事業契約の規定に基づき更新対象残存価値上限額の変更があった場合には当該変更の根拠となった更新計画)</u> に従って新施設の更新が行われたと仮定した場合の当該解除時点の事業年度終了時における更新対象残存価値相当額として算出された金額の合計額をいう。	(62) 「更新対象残存価値上限額」とは、●円 (特定事業契約の規定に基づき変更があった場合には変更後の金額) をいう。ただし、特定事業契約が運営開始日後本事業期間満了前に解除された場合には、事業提案書における更新計画に従って新施設の更新が行われたと仮定した場合の当該解除時点の事業年度終了時における更新対象残存価値相当額として算出された金額の合計額をいう。
20	10	別紙 1 (158)	(158) 「要求水準」とは、事業者による本事業の実施にあたり、県が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業提案書による水準をいう。	(158) 「要求水準」とは、事業者による本事業 <u>(任意事業を除く。)</u> の実施にあたり、県が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業提案書による水準をいう。
21	5	別紙 5 別添 1 7 条 8 項	8 協議会等の議事を公開する必要が生じた場合は、それぞれの協議会等の会員又は <u>議員</u> の了解を経て、これを行うものとする。	8 協議会等の議事を公開する必要が生じた場合は、それぞれの協議会等の会員又は <u>委員</u> の了解を経て、これを行うものとする。
22	1	別紙 12 1	1 再整備業務及び <u>運転・維持管理業務</u> 並びに再整備期間中の統括運営業務	1 再整備業務及び <u>運転・維持管理業</u> 並びに再整備期間中の統括運営業務

ガバナンス基本計画

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	40	第2部 VIII 2 (2)	<p>① 要求水準違反がレベル1～4に該当すると判断された場合 ～中略～</p> <p>・要求水準違反に係る違約金額は、図表10～図表11の一日当たり要求水準違約金の額に、違約金発生から要求水準違反解消までの期間（日単位）を乗じて算定する。</p>	<p>① 要求水準違反がレベル1～4に該当すると判断された場合 ～中略～</p> <p>・要求水準違反に係る違約金額は、図表10の一日当たり要求水準違約金の額に、違約金発生から要求水準違反解消までの期間（日単位）を乗じて算定する。</p>